

日本の未来の提言！
転換期における中小企業・地域の役割は？

人が消費する額を200万円とすると
→その1%=2.0万円を地元産消費に回せば人口1万人当たり
+2億円が地元に戻る
→これは給与+福利厚生200万円 / 人の雇用100人分の額！

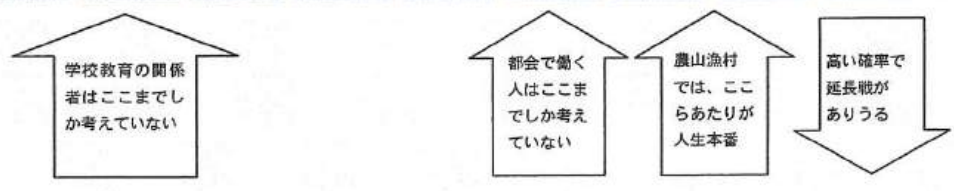
地元住民1人が1年間に払うエネルギー代を50万円とすると
→その10%=5万円省エネを進めれば人口1万人当たり+5億
円が地域内に回る
→これは給与+福利厚生200万円 / 人の雇用250人分の額！

人生は9回裏までである！

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回
5歳	15歳	25歳	35歳	45歳	55歳	65歳	75歳	85歳
10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	90歳

原文 2020年1月23日 講演会より引用
株式会社 日本総合研究所 主席研究員
株式会社 日本政策投資銀行 地域企画部 特任顧問
もたに 薬谷 浩介 kosuke@motani.com

～四ヶ所十郎～



キャッシュレス・ポイント還元事業を有効活用しよう。

2019年10月1日の消費税率引き上げと同時に、キャッシュレス決済を行うと最大5%還元される経済産業省が推進する「キャッシュレス・ポイント還元事業」が始まりました。
この事業に関してのちょこちょこご質問を頂いておりましたので、記事にすることにします。本記事では、キャッシュレス還元の概要と、事業者が気になるポイント還元の経理処理について説明します。（消費税が増税になる2019年10月から2020年6月まで実施されます。）

キャッシュレス・ポイント還元事業とは？

キャッシュレス・ポイント還元事業は、キャッシュレス決済（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコードなどによる決済）を促進する目的で国が行う事業です。キャッシュレス還元が行われている期間中、対象店舗においてキャッシュレスで支払いすると、ポイント還元が受けられます。クレジットカードや電子マネーには、元々カード会社等（決済事業者）のポイント還元システムがあるので、「何がどう違うの？」と思うかもしれません。キャッシュレス還元では、決済事業者によるポイント還元とは別に、国による最大5%のポイント還元が行われます。
消費者はキャッシュレス還元により、通常時と比べて高還元率のポイント還元を受けることができます。消費税増税による消費者の負担を和らげるのも、本施策の目的となっています。

ポイントの還元方法と還元率

キャッシュレス還元では原則として、税込価格に対して5%分の還元が行われます。例えば、対象店舗で1万円の商品を買った場合、消費税率10%の商品なら税込価格は1万1,000円です。この場合のポイント還元額は、1万1,000円の5%である550円分となります。
なお、フランチャイズチェーンの店舗やガソリンスタンドでは、ポイント還元率は2%です。
ポイント還元を受けるには、対象店舗での買い物するときにキャッシュレス決済する必要があります。ただし、対象店舗の買い物でも一部対象外となる商品もあるので注意しましょう。
※ポイント還元の対象店舗は、加盟店登録をした小売・飲食・サービスなどの中小店舗になりますので、あらかじめ確認をしておくといでしょう。

1. 消費者は対象店舗でキャッシュレス決済をする

一部のキャッシュレス決済を除き、消費者がキャッシュレス還元を受けるのに、特別な手続きは必要ありません。対象店舗で買い物をし、支払時にクレジットカードなどのキャッシュレス決済をすれば、自動的にキャッシュレス還元が受けられます。

2. 決済事業者から消費者にポイント還元

消費者のキャッシュレス決済を受けて、決済事業者からポイント還元が行われます。ポイント還元の方法としては、ポイントが付与される方法以外に、電子マネーのチャージ額が付与される方法、口座引き落とし時にポイント相当額が差し引きされる方法、ポイント分が即時値引きされる方法などがあります。

国から決済事業者のポイント還元相当額の補助金を交付

決済事業者は、ポイント還元した金額分の補助金を国に請求します。国は決済事業者の請求を受けて、補助金を交付します。

キャッシュレス還元の経理処理

事業者がキャッシュレス還元でポイントをももらった場合、どのように経理処理するべきか迷うことが多いでしょう。現状では、ポイント還元に関する経理処理に明確なルールはありません。一般に行われている方法を知っておきましょう。

ポイント還元を受けたときの処理

ポイント還元時の経理処理としては、ポイント付与を受けたときに「雑収入」として計上する方法と、ポイントを利用したときに経理処理する方法もありますが、付与されたポイントも有効期間を経過すれば失効してしまうので、利用したときにだけ仕訳する方が効率的とも考えられます。

利用した時の経理処理

(借方) 消耗品費 20,000円	(貸方) 未払金 10,000円
	雑収入 10,000円

消費税の取り扱いはどうなる？

経理処理の際、消費税をどうすべきかでも悩むでしょう。消費税については、実際に払った金額を基準に考えます。
まず、ポイント付与時には消費税は不課税です。また、2万円の消耗品を1万円のポイントを使って購入した場合、1万円が消費税課税対象取引となり、1万円は不課税となります。

まとめ

キャッシュレス還元では税込み価格の5%が還元されるので、うまく活用すれば消費税の増税分の負担を多少緩和することもできます。キャッシュレス還元が行われる期間は9カ月間ですから、乗り遅れないようにしましょう。
経理処理の仕方についてもルールを決めておくといでしょう。

辻直英

～利益とキャッシュフローの違い②～

前回は利益とキャッシュフローの違いにおいて売上と売掛金回収時期、仕入と買掛金支払の相違についてでした。今回は、固定資産（以下、減価償却資産）の取得について書き記します。

減価償却資産の購入と減価償却費も、利益とキャッシュフローの違いの代表的な項目になります。

例えば10年間に渡って使用する5,000万円の減価償却資産を取得した場合、会社から5,000万円キャッシュが出ていきます。これに対して減価償却費という経費は支払いの時点で5,000万円が上がるわけではありません。（特別償却は除きます。）会計上は、10年間に渡って経費を計上していくことになります。

	1年目	2年目	3年目	4年目
キャッシュフロー	△5,000万円	なし	なし	なし
利益	△500万円	△500万円	△500万円	△500万円

* 減価償却は定額法で計算

このように利益とキャッシュフローの違いが発生します。また、減価償却資産を取得するにあたって金融機関から資金調達を行うと返済が発生します。その返済原資をどこから調達するか。それは利益であります。借入をして設備投資を行う場合は、返済計画、資金繰り、そして事業計画が重要になってきます。続きは次回。

～前問～

労災保険は「被保険者」なし！

社会保険料には主に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険がありますが、その中でも「労災保険」は他と大きく異なります。

労災保険には、「被保険者」という概念が存在せず、会社が労働者を1人でも雇っていれば、強制的に加入となります。

健康保険・厚生年金保険・雇用保険は、労働者1人1人に対して、その労働者の勤務状況（勤務時間、勤務日数等）を精査し、「被保険者」になる・ならないかを判断し、その労働者ごとに加入あるいは喪失の手続きを行っていきます。

一方、労災保険は、労働者の入社・退社あるいは勤務時間や勤務日数の変更があったとしても、その都度手続きをすることは必要ありません。会社があらかじめ「会社の事業所単位」で「保険関係成立届」を労働基準監督署に提出するのみです。

あとは毎年、労働保険申告書（労災保険・雇用保険）を提出し、保険料を会社が全額負担するという流れです。

労働者である以上、勤務時間・勤務日数に関係なく、労災保険が当たり前適用されるので、労働者ごとに加入するしなないを必要がないという考えです。

労災保険は、正社員はもちろんのこと、アルバイト、パート、日雇い労働者、契約社員、派遣労働者（派遣元での適用）でも強制加入となります。たとえ不法就労の外国人であっても、適用されます。

たとえば、会社が労災保険の加入手続きをしていない場合、その会社に勤務する労働者が仮に労働災害にあったとしても、労災保険が適用されないという事はありません。単にその会社の加入手続きが漏れていただけで、法律上は労災保険の適用事業所には変わりがないためです。 <金子>

【未払決算賞与について】

賞与には、夏と冬に支払う賞与がありますが、決算時に会社の利益が出ていれば、社員に利益を還元するために決算賞与を支払う会社があります。

この決算賞与を、決算時に経費として計上したい場合には、注意が必要です。

給与が締めめで翌月10日支払いの会社は、5月分の給与は6月10日支払いですが5月末日で給料手当/未払費用で伝票計上します。これと同じように、6月に支払っても5月末日で賞与/未払費用で伝票計上しておけば、損金計上になるから利益も減って税金が減らせると考えてある経営者が多いです。

（もちろん5月決算の会社が5月中に支払っていれば、何の問題もありません。）

今年の夏に（株）コチラ建設に税務署の調査が入りました。

コチラ建設は、従業員に決算賞与を支給しました。（株）コチラ建設の決算日は8月31日なのですが、支給したのは平成30年9月25日です。

保管していた決算書類の中から賞与額決定通知書が発見されます。

私は、「よかった。社長はちゃんと通知書を作ってたんだ！」と安心してこれをチェックした税務署の職員から、「北原さん、未払従業員賞与は今期（平成30年9月期）の経費には該当しないですね」として否認されました。

私は「賞与額決定通知書はちゃんとありますよ」と言って通知書をよく見てみると下記のような通知書でした。

賞与額支払決定通知書

〇〇〇 様

賞与額 250,000円

上記金額を、平成30年9月25日に支払います。

(株)コチラ建設

代表取締役 〇〇 〇〇

賞与額支払決定通知書

〇〇〇 様

賞与額 250,000円

上記金額を、平成30年9月25日に支払います。

(株)コチラ建設

代表取締役 〇〇 〇〇

平成30年8月28日

賞与額決定通知書を受け取りました。

△△△ 明

それからは、上記の赤丸のように、従業員から確認のサインをもらうようにしてもらいました。

さて、この通知書、なぜ否認されたのでしょうか？

北原

消費税のインボイス制度と電子化

2023年に本格導入されるインボイス制度。そもそも消費税法では、事業者は商品やサービスの販売に際して受け取った消費税額から、仕入れや経費などに際して支払った消費税額を差し引いた金額を納付する決まりになっています。仕入れや経費などにかかった税額を控除することを、仕入税額控除といいます。

しかし現状では、売上げが1000万円に満たない事業者など、受け取った消費税額を国に納付しなくてもいい『免税業者』が存在します。大まかにいうと、この免税業者や個人などに支払った消費税相当額は仕入税額控除できないように何とかしましょう、というのがインボイス制度です。

インボイス制度導入後に事業者が仕入税額控除を受けるには、まず支払先が適格請求書発行事業者である必要があります。適格請求書発行事業者とは、税務署に適格請求書等発行事業者（消費税の課税業者）であることを申請し、登録番号が発行された事業者のことです。

適格請求書等発行事業者との取引では、規定に準じた請求書や領収書などの「適格請求書」を、発行者と受領者の双方で保存することが義務付けられています。適格請求書には、氏名や登録番号、取引内容、税率ごとに合計した対価の額および適用税率などを記載する必要があります。

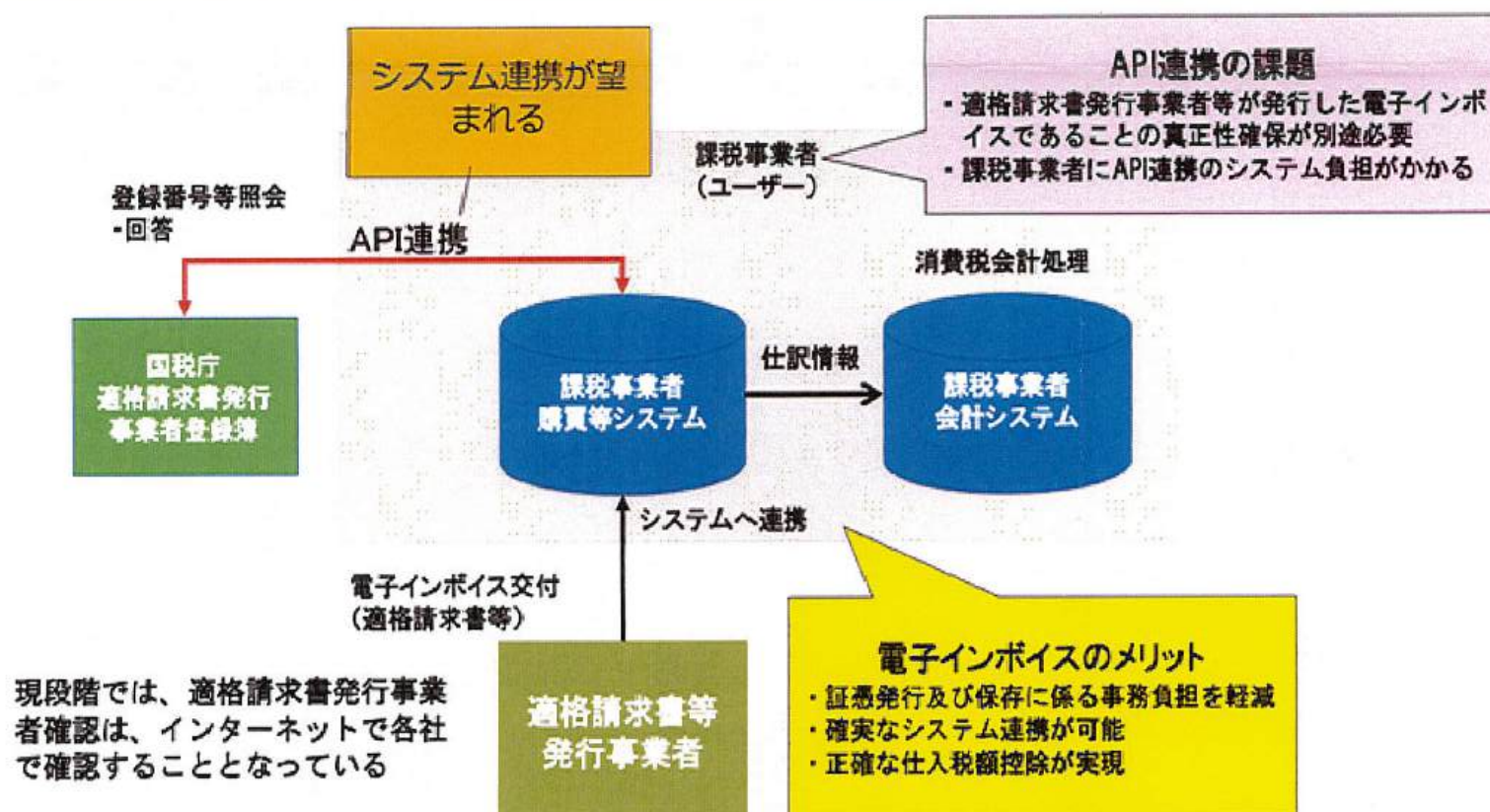
このような制度が導入されることで、納税者の事務負担が大きく増すことが懸念されます。そこでカギとなるのが、請求書や領収書の電子化です。

「仕入税額控除を行うには、適格請求書の保存が必ず必要です。そして現行の消費税法では、請求書・領収書は紙での保存が原則となっています。ところがインボイス制度導入後は、書類のやりとりや保存は紙でもデータでもOKとなります。データ保存の際に求められるのは、基本的に電子帳簿保存法の要件に従って保存することになります。

インボイス制度の電子化の波は今後どんどん進む

そして最後に、インボイス制度の“近未来予想図”が示されました。今後数年で、仕組みやツールが大きく進化する可能性があるといえます。

今後望まれる電子化の方向性【電子インボイスの今後のあるべき姿(1)】



インボイス制度では、事業者は支払い先が本当に適格請求書発行事業者であるかを確認する必要がありますが、取引1件1件ごとに国税庁のウェブサイトの登録簿と照らし合わせるというのは相当な負担です。そこで期待されるのがAPI連携です。国税庁が登録情報をAPI連携するような措置をとり、事業者が会計システムなどから国税庁のサイトにAPIで速やかに確認できるようにする。難しい話ではないので、数年で実現するでしょう。

さらに、法人格を証明する電子証明書や、電子決済で発生するトランザクションデータを活かした領収書のいない世界など、インボイス制度の新しい形の実現が想定されます。

財務省主税局が望んでいるのは、適切に消費税が納付されることです。それには納税者の事務負担の軽減や、税務調査の効率化も重要になってくるだけに、それを実現する電子化は今度どんどん進められていくでしょう。